

三種町オープンデータ運用基準

三種町オープンデータ推進に関する基本方針に基づき、本町におけるオープンデータの運用に関する基準を定める。

1 オープンデータの定義

個人、法人その他の団体等がインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをいう。

- (1) 営利、非営利を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- (2) 機械判読¹に適したもの
- (3) 無償で利用できるもの

2 オープンデータに関する基本的なルール

(1) オープンデータ化の対象

原則として本町が保有する公開・利用に制限のないデータのすべてをオープンデータ化の対象とする。ただし、個人情報が含まれているデータについては、当該個人を識別できないように加工されている場合であっても、オープンデータ化の対象としないものとする。

また、自治体標準オープンデータセット²や本町WEBサイトで公開しているデータについて、優先的にオープンデータ化を進め、そのほかのものについても、利用ニーズ、効果、コスト等を考慮しながら、可能なものから順次オープンデータ化を進める。

(2) 公開基盤

本町WEBサイトに掲載することにより、公開するものとする。また、外部のデータカタログサイトの利用についても検討する。

¹ コンピュータプログラムが自動的にデータを加工、編集等できることをいう。

² オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的として、公開を推奨するデータと、作成に当たり準拠すべきルールやフォーマット等を政府が取りまとめたものをいう。

(3) 二次利用を可能とするルールの設定

本町が保有するデータをオープンデータとして公開する場合、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス³の表示により二次利用の際のルールを示すものとする。付与するライセンスは原則として自由度の高い「CC-BY⁴」を選択するものとし、CC-BY 以外のライセンスを適用する場合はその理由を明示するものとする。

(4) 機械判読に適したデータ形式での公開

可能な限り特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（CSV 形式）で公開する。また、利用ニーズ、効果、コスト等を考慮しながら、他のデータ形式（XML 形式等）での公開についても検討する。

(5) 二次利用のための必要な情報及び免責事項の明示

オープンデータの公開に当たっては、情報取得の時点や作成日、作成方法など、二次利用のために必要な情報を可能な限り提供するとともに、オープンデータを利用して生成された情報により第三者が損害を被った場合、本町はその責を負わない旨を明示するものとする。

3 オープンデータ推進に関する取組み

(1) 活用事例の紹介

町民等が本町のオープンデータを活用したアイデアやアプリケーション等を創出した場合は、町WEBサイトで積極的に紹介する。

(2) オープンデータ化を前提としたデータの作成及び収集

効率的にオープンデータを作成できるよう、業務におけるデータ作成過程において、機械判読可能な形式でのデータ作成に努めるものとする。また、町民等からデータを収集する際や、業務委託契約等により受託業者からデータの納品を受ける場合は、あらかじめオープナー

³ 著作物の適正な再利用の促進を目的として、国際的非営利団体クリエイティブ・コモンズが定めた一連のライセンスをいう。著作権者が作品やデータの著作権を保持したまま、「一定の条件を守れば作品・データを自由に利用して良い」という意思表示を行うことができる。

⁴ クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの1種で、原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）の表示を条件に二次利用を許可するライセンスをいう。改変や営利目的での二次利用が許可されており、最も自由度の高いライセンスとなっている。

タ化を念頭において、著作権⁵、納品データ形式等に配慮するものとする。

(3) 集中取組期間の設定

年に1回程度、オープンデータの作成、更新等を集中して行う期間を設定し、オープンデータの積極的な公開を促す。また、この期間に合わせて研修等を行い、職員のオープンデータに関する知識及び意識の向上を図る。

4 オープンデータ推進の役割分担

(1) 企画政策課情報統計係

オープンデータに関する基本方針の策定及び全庁的な取組みの推進を行うとともに、総合的な調整、公開に関する技術的な支援、活用事例の紹介及び町WEBサイトのオープンデータサイトの管理を行う。

(2) 各データ所管課

保有するデータに関する著作権の権利関係及び非公開情報の有無について確認を行い、オープンデータの作成及びオープンデータサイトへの登録作業を行うほか、公開済みオープンデータに対する問合せ対応を行うものとする。

⁵ 著作者の権利を保護するための権利をいう。著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権など）と著作財産権（複製権、譲与権、貸与権など）がある。著作者人格権は譲渡が認められていないため、権利を行使しない契約を締結するなどの対応が必要となる。